

# 住宅用火災警報器と消火器の点検は しっかりしましょう

■お問い合わせ  
下川消防署 ☎・☆4-2119

住宅用火災警報器は、設置が義務化されて10年以上が経過し、町内でも故障や電池切れなどの不具合が発生しています。火災を素早く知らせるため、しっかりと点検を実施し、いざという時のために備えましょう。また、設置・使用状況によって異なりますが、電子部品の劣化や煙を感じずる部分の目詰まりなどにより正常に作動しない可能性があるため、設置後10年を目安に本体交換をおすすめします。

消火器については、設置義務ではありませんが設置されている場合は、いざという時に使用できるように簡単に取り出せる場所にあるか、使用期限内であるか、さびや破損などはないか日頃から確認をしましょう。



**使用期限**  
本体に表示された使用期限を超えていないことを確認してください。

**本体容器**

さびやへこみ、変形がないことを確認してください。特に底部の腐食は注意してください。

※異常があった場合は、使用はせず、速やかに本体の交換をおすすめします。

**【住宅用火災警報器】**

**○点検方法について**

本体についている点検ボタンを押すと点検結果を音声や電子音でお知らせしてくれます。  
※点検ひもの場合は、軽くひもを引いて下さい。

**○点検結果の音が鳴らない場合**

電池切れしていないか、しっかりと電池が入っているか確認してください。  
新しい電池を入れても鳴らない場合は、故障が考えられますので修理、又は更新してください。

**○設置場所は正しいですか？**

寝室を変えた、模様替えで本体を移動させた等で間違った設置をしていないか確認してください。

**設置場所について**

普段使用する寝室、階段室（1階以外に寝室がある場合）に設置してください。  
天井に設置する場合：壁や梁から60cm以上離してください。

換気扇やエアコンの吹き出し口からは1.5m以上離してください。

**壁に設置する場合**

天井から15cm～50cmの間で設置してください。

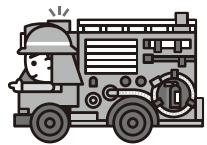
**○何もしていないのに音が鳴ったら…**

電池切れの可能性がありません。電池を交換して上記の点検を実施してください。交換方法は取扱説明書をご覧ください。

## 春の全道火災予防運動について

実施期間 4月20日～4月30日

春先の火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。  
火災は、ちょっとした不注意で発生するため、一人ひとりが火災を起こさないよう、火の取り扱いには十分注意してください。  
また、春の全道火災予防運動に伴い4月20日～5月31日までの間、ストーブやコンロ、住宅用火災警報器などの設置状況を確認させていただくため、消防職員が皆様のご自宅に訪問、又は行政情報告知端末による電話をいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



令和6年の状況（2月末現在）

救急出動件数	31件
火災件数	0件



**住宅用火災警報器の作動確認方法**



**【消火器】**

**○点検方法について**

**安全栓（ピン）**

本体上部にある安全栓（ピン）が外れていないか、変形や破損がないことを確認してください。

**指示圧力計**

赤色の指針が緑色の範囲内にあることを確認してください。